

OHCHR 特別手続への情報提供に関する説明資料

1. 本資料の目的

本資料は、常陸国出雲大社が「ソニー神社事案」に関して OHCHR 特別手続へ情報提供を行ったことについて、その制度上の意味、限界および本件での位置付けを簡潔に説明するための添付資料です。

本資料の目的は、提出の事実を正確に説明することであり、国連又は OHCHR が本件について違法認定や確定判断を行ったと主張するものではありません。

2. OHCHR 特別手続のコミュニケーションとは何か

OHCHR 公式ページによれば、コミュニケーションとは、特別手続の専門家が、政府その他の関係当事者（政府間機関、企業、軍事・警備会社等を含む）に対して送る書簡です。

専門家は、受領した人権侵害の申立てや懸念事項を伝え、説明を求め、必要に応じて侵害の防止・停止・調査・是正措置を要請します。

同ページは、この制度を「準司法手続ではない」と説明しており、特別手続にはその見解や勧告を強制執行する権限がないと明記しています。

3. 制度の目的

OHCHR 公式ページでは、コミュニケーションの目的として次の点が示されています。

- 政府その他の関係当事者に対し、申し立てられた人権侵害への注意を喚起すること
- 侵害の防止、停止、調査、是正措置が取られるよう求めること
- 送付したコミュニケーションと受領した回答を人権理事会に報告し、個別事案や制度上の問題について社会的認識を高めること

4. 本件における位置付け

常陸国出雲大社は、「ソニー神社事案」について、宗教的誓約、祭祀継続、社殿の撤去・解体、聖物返還等の問題が、信教の自由および宗教的継承の継続性の観点から検討に値すると考え、OHCHR 特別手続に対して情報提供を行いました。

本件での提出は、問題の所在を国際的人権枠組みの観点から整理し、必要に応じて関係先への照会や注意喚起が行われ得る制度に対して、資料と事実関係を提示したものです。

したがって、本件の提出は「本件が国連により違法認定された」ことを意味するものではなく、あくまで情報提供の事実および制度利用の事実を示すものです。

5. 誤解防止のための整理

- OHCHR 特別手続への情報提供は、国連又は OHCHR による違法認定を意味するものではありません。
- 天乃鳥舟神社は「ソニー神社事案」とは別案件です。
- 本件公表は、情報提供の事実、関係先への照会状況、および宗教的継承の観点からの問題意識を説明するものです。

6. 出典

<https://www.ohchr.org/en/special-procedures-human-rights-council/what-are-communications>